

【参考】

○箕面市住居表示審議会設置条例

昭和三十八年十一月四日

条例第二十五号

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項の規定に基づき、箕面市住居表示審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(目的)

第二条 審議会は、住居表示整備事業に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員及び特別委員合わせて二十人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- 一 市議会議員
- 二 学識経験者
- 三 関係行政機関の職員
- 四 市の職員

(任期)

第五条 委員の任期は一年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 前条第一号、第三号及び第四号に掲げる者に該当するものとして任命された委員が、当該各号に掲げる職を失った場合においては、委員の職を失う。

(特別委員)

第六条 審議会に特別委員を置く。

- 2 特別委員は、住居表示の調査審議を要する事項ごとに、市民又は住居表示の整備を要する地域に居住する者のうちから市長が任命する。
- 3 特別委員は、当該住居表示に関する調査審議に参加し、当該調査審議が終了するまで

の間在任する。

(会長及び副会長)

第七条 審議会に会長及び副会長一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから審議会において選出する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(報酬及び費用弁償)

第八条 委員及び特別委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和二十九年箕面市条例第十号)の定めるところによる。

(規則への委任)

第九条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四五年条例第一六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年条例第一号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第三号)

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年条例第一四号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和二十九年箕面市条例第十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略